

株 主 各 位

東京都板橋区清水町36番 1号
共立印刷株式会社
代表取締役社長 倉 持 孝

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年 6月27日（水曜日）午後6時までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、またはインターネットウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）より議決権をご行使くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 6月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目 6番 2号
ヒルトン東京 3階 「大和」の間
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第38期（平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1号議案 取締役 6名選任の件
 - 第 2号議案 補欠監査役 1名選任の件
 - 第 3号議案 従業員に対して有利な条件でストックオプション（新株予約権）を発行する件
4. 議決権行使についてのご案内
（次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyoritsu-printing.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.kyoritsu-printing.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

事 業 報 告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、けん引役であった海外需要に不確実性が見受けられるものの、良好な雇用環境や賃上げによる個人消費の改善などにより、依然として景気の回復基調が続いております。

こうした環境のなか当印刷業界におきましては、人口減少や高齢化に加え、共働き世帯の増加などによる社会構造の変化や、電子商取引の拡大により印刷市場全体で縮小傾向にあるなか、同業他社との受注競争に拍車がかかり、大変厳しい経営環境にあります。

こうした状況下にあって、当社は、既存の折込チラシや雑誌類などの受注量が減少傾向にあるなか、当第2四半期に個人情報関連の印刷媒体を専門で扱う情報物流出力センターを新設することで、ダイレクトメールやポスティング媒体を使用した新しい販促ツールを提案営業し、受注拡大に努めております。また子会社では、コミック類の電子媒体作成や、ドラッグストアに特化した紙面制作フローの提案といった各社の強みを活かした拡販活動に取り組むことで、連結業績に寄与しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高484億2千8百万円（前期比0.3%減少）、営業利益22億3千7百万円（前期比5.1%減少）、経常利益21億2千4百万円（前期比1.3%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益14億7千9百万円（前期比6.2%増加）の減収・増益となりました。

次期につきましても、引き続き印刷市場の減少傾向が見込まれるなか、製造部門の更なる生産性向上に取り組むとともに、個人情報取扱い専門の情報物流出力センターの機能を活かし、新たなダイレクトメールやポスティング媒体を提案することで市場のニーズを掘り起し、受注拡大と利益の確保に努めてまいります。

売上高の製品種類別の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

種類別	第37期		(当連結会計年度) 第38期		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
商業印刷	36,315,347	% 74.8	36,885,072	% 76.2	% 1.6
出版印刷	11,092,604	22.8	10,404,583	21.4	△6.2
その他	1,160,975	2.4	1,138,610	2.4	△1.9
合 計	48,568,926	100.0	48,428,265	100.0	△0.3

【商業印刷】

商業印刷につきましては、既存の折込チラシやカタログ類の受注量が減少しましたものの、健康食品関連のダイレクトメールや新聞折込チラシを新規に獲得するとともに、量販店のポスティング媒体を受注したこと等により、売上高は5億6千9百万円増加し、368億8千5百万円（前期比1.6%増加）となりました。

【出版印刷】

出版印刷につきましては、フリーマガジンの受注量増加に加えて、子会社の電子書籍関連媒体の受注量が増加しましたものの、情報誌等の雑誌類が全般的に受注減少したこと等により、売上高は6億8千8百万円減少し、104億4百万円（前期比6.2%減少）となりました。

【その他】

その他売上につきましては、子会社の商品卸業の売上高が減少したこと等により、売上高は2千2百万円減少し、11億3千8百万円（前期比1.9%減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は8億7千万円であり、その主なものは、情報物流出力センターの新設や印刷・製本機械設備の更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

印刷業界を取り巻く環境は、人口の減少や高齢化に加えて、共働き世帯の増加など社会構造の変化によって、電子商取引の拡大や新聞発行部数の減少などによる印刷市場の縮小といった厳しい経営環境にあります。商業印刷では、折込チラシの減少に加えて、カタログ類も部数及びページ数が減少傾向にあり、出版印刷では、雑誌市場が縮小基調にあるなか、コミック類についても電子化への移行が進んでおります。

また、市場の縮小にともない同業他社との受注競争が激化するなか、人件費や物流費などのコストが増加傾向にあり、収益の確保が難しい局面にあります。

そのようななか、当社といたしましては、製造部門の生産性向上やコスト削減を図るとともに、個人情報関連の印刷媒体を専門で扱う情報物流出力センターを活用して、ダイレクトメールやポスティング媒体を使用した新しい販促ツールの提案営業により受注拡大に努めております。また、子会社につきましても、電子書籍関連媒体への取り組みや地域性を活かした当社とのシナジー効果により、収益の増加に取り組んでおります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第35期 (平成27年3月期)	第36期 (平成28年3月期)	第37期 (平成29年3月期)	(当連結会計年度) 第38期 (平成30年3月期)
売上高(千円)	42,990,296	48,018,905	48,568,926	48,428,265
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,156,438	1,467,551	1,392,751	1,479,251
1株当たり当期純利益	23円78銭	30円18銭	28円64銭	30円42銭
総資産(千円)	41,524,305	47,541,539	48,642,350	49,631,786
純資産(千円)	14,882,646	15,549,429	16,502,639	17,530,746

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(千円)	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 S I C	280,400	100.0%	広告の企画、 制作業
株 式 会 社 暁 印 刷	100,000	100.0%	印刷業
株 式 会 社 西 川 印 刷	43,000	100.0%	印刷業
株式会社 共立製本マーケティング	497,000	100.0%	不動産賃貸業及び 製本営業

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、印刷を核としながら制作・プリプレス、製本・加工、配送までの一貫した総合印刷事業を行っております。

主要な製品は次のとおりであります。

種 類 別	主 要 製 品
商 業 印 刷 出 版 印 刷	カタログ、パンフレット、チラシ、POP、ダイレクトメール等 定期物、不定期物、雑誌等

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社 営業所	東京都板橋区
札幌営業所	北海道札幌市北区
名古屋営業所	愛知県名古屋市東区
大阪営業所	大阪府大阪市西区
高松営業所	香川県高松市
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
生産拠点	
本庄第1工場	埼玉県本庄市
本庄第2工場	埼玉県本庄市
本庄第3工場	埼玉県本庄市
製本第1工場	埼玉県児玉郡上里町
製本第2工場	埼玉県本庄市
製本第3工場	埼玉県児玉郡上里町
製本第4工場	埼玉県児玉郡上里町
情報物流出力センター	埼玉県児玉郡上里町

② 子会社

(株) S I C	東京都新宿区
(株) 暁印刷	東京都文京区
(株) 西川印刷	熊本県熊本市
(株) 共立製本マーケティング	東京都板橋区

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
852名	△30名	37歳6ヶ月	10年10ヶ月

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,935,000 千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,838,549 千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,747,500 千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,447,392 千円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,299,500 千円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	690,000 千円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	415,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行済株式の総数 48,645,100株
(うち、自己株式の数 149株)
② 株主数 11,392名
③ 大株主（上位12名）

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 ウ エ ル	4,863,600	9.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,417,300	7.02
東 京 イ ン キ 株 式 会 社	2,190,000	4.50
株 式 会 社 小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	2,030,000	4.17
共 栄 会	1,911,700	3.92
野 田 勝 憲	1,482,600	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,428,300	2.93
井 奥 貞 雄	1,210,000	2.48
株 式 会 社 桂 紙 業	1,060,000	2.17
株 式 会 社 ベ ル ー ナ	1,000,000	2.05
株 式 会 社 プ ロ ト コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,000,000	2.05
サ カ タ イ ン ク ス 株 式 会 社	1,000,000	2.05

(注) 持株比率は、自己株式（149株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	共立印刷株式会社 2014年新株予約権	共立印刷株式会社 2015年新株予約権	共立印刷株式会社 2016年新株予約権
発行決議日	平成26年7月14日	平成27年7月13日	平成28年7月19日
区分	取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	4名	4名	4名
新株予約権の数	900個	900個	900個
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株	90,000株	90,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個につき17,200円	1個につき19,700円	1個につき16,000円
新株予約権の行使価額	1個につき100円	1個につき100円	1個につき100円
新株予約権の行使期間	平成26年7月31日から 平成56年7月30日まで	平成27年7月30日から 平成57年7月29日まで	平成28年8月5日から 平成58年8月4日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）	（別記）	（別記）

	共立印刷株式会社 2017年新株予約権
発行決議日	平成29年7月18日
区分	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	4名
新株予約権の数	900個
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	1個につき20,500円
新株予約権の行使価額	1個につき100円
新株予約権の行使期間	平成29年8月4日から 平成59年8月3日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 田 勝 憲	最高経営責任者（CEO） 株式会社共立製本マーケティング取締役 株式会社ウエル代表取締役社長
代表取締役社長	倉 持 孝	最高執行責任者（COO） 株式会社SIC取締役会長 株式会社暁印刷取締役会長 株式会社西川印刷代表取締役会長 株式会社共立製本マーケティング代表取締役社長
取 締 役	中 井 哲 雄	株式会社SIC代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 尚 哉	株式会社暁印刷取締役 管理本部長 株式会社SIC取締役 株式会社暁印刷取締役 株式会社西川印刷専務取締役 株式会社共立製本マーケティング取締役
取 締 役	藤 本 三千夫	
取 締 役	亀 井 雅 彦	
常 勤 監 査 役	川 尻 建 三	
監 査 役	窪 川 秀 一	公認会計士・税理士 四谷パートナーズ会計事務所代表パートナー ソフトバンクグループ株式会社社外監査役 株式会社ばど社外監査役
監 査 役	中 村 恵一郎	

（注1） 取締役藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏は、社外取締役であります。

（注2） 常勤監査役川尻建三氏、監査役窪川秀一氏及び中村恵一郎氏は、社外監査役であります。

（注3） 監査役窪川秀一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（注4） 取締役藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏並びに監査役窪川秀一氏及び中村恵一郎氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	6 名	186,021千円	社外2名 7,200千円
監 査 役	3 名	10,800千円	社外3名 10,800千円
計	9 名	196,821千円	

- (注1) 取締役の報酬限度額は、平成13年6月27日開催の株主総会の決議において年額500,000千円、監査役の報酬限度額は、平成13年6月27日開催の株主総会の決議において年額100,000千円となっております。
- (注2) 報酬等の額には、取締役に付与された新株予約権によるストックオプション報酬18,450千円を含んでおります。
- (注3) 上記のほか、連結子会社であります株式会社SICに兼職している取締役1名に対して、同社より19,570千円の報酬を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の役員との兼任状況

氏 名	兼任先	兼 任 の 内 容
窪 川 秀 一	四谷パートナーズ会計事務所 ソフトバンクグループ株式会社 株式会社ばど	代表パートナー 社外監査役 社外監査役

② 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役藤本三千夫氏は、当期の取締役会開催12回中12回出席し、必要に応じ紙専門商社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。

取締役亀井雅彦氏は、当期の取締役会開催12回中12回出席し、必要に応じ製造会社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。

常勤監査役川尻建三氏は、当期の取締役会開催12回中12回、監査役会開催12回中12回出席し、必要に応じ製造会社の役員としての経験に基づき適宜発言をしております。

監査役窪川秀一氏は、当期の取締役会開催12回中12回、監査役会開催12回中12回出席し、必要に応じ公認会計士及び税理士としての経験及び専門的見地から適宜発言をしております。

監査役中村恵一郎氏は、当期の取締役会開催12回中12回、監査役会開催12回中12回出席し、必要に応じ企業経営者としての経験に基づき適宜発言をしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

(注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これを妥当であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月15日の取締役会において決議し、平成20年3月17日の取締役会において改訂した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき内部統制システムを運用してまいりましたが、会社法及び会社法施行規則改正を踏まえ、平成27年5月12日開催の取締役会において一部改訂しております。

つきましては、その決議の全文を記載します。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令等遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス基本方針」の周知徹底に努める。
 - ② 法令及び当会社の規模・業務を踏まえた取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - ③ 代表取締役及び業務統括取締役は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、上記取締役会の決定及び社内規程に基づき業務を執行する。
 - ④ 全役職員に対して、法令等に関する知識の習得及び遵守の徹底を図るため、研修を実施する。
 - ⑤ 法令上疑義のある行為について、従業員が直接相談・情報提供できる公益通報窓口（社員ホットライン）を有効活用し法令定款違反行為の未然防止に努める。
 - ⑥ 「財務報告基本方針」の着実な運用を図ることにより、財務報告の信頼性を確保しうる体制の整備運用に努める。
 - ⑦ 市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - ① 文書管理規程を定め、総務部が株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務執行に係る文書を一括・集中して保存・管理する。
 - ② 総務部は、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じ適宜閲覧、謄写できるように管理する。
 - ③ 上記文書の保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 連結子会社を含むグループ全体のリスク管理基本方針を策定し、この方針に添ったリスク管理体制を整備構築する。
 - ② 全社的なリスクの洗い出しを行い、各リスクの性格・影響等の分析を行ったうえで、個々のリスクへの対応策を作成する。
 - ③ 地震等の不測の事態が発生した場合に備え、役職員の緊急安否確認システムを導入するとともに緊急時社内体制を整備する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、各種プロジェクトを通じて、全役職員が共有する全社的目標の浸透を図り、その進捗状況の管理を行う。
 - ② 取締役の任期を1年、かつ執行役員制度を導入し取締役の員数を少なくすることにより、経営上の重要課題に迅速かつ適切な決定を行いうる業務執行体制を確保する。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制
 - ① 関係会社管理規程を定め、一定案件は当会社の事前承認を必要とするとともに子会社管理の所管部門である財務部の総括の下、関係各部門がそれぞれ担当する子会社の業務について指導・監督を行う。
 - ② 子会社の取締役及び監査役を当会社から派遣し、取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - ③ グループのリスクについては、リスクマネジメント委員会において定期的に協議を行い、グループ全体でリスクの把握及び管理を図る。
 - ④ 当会社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に報告の機会を設け、グループ全体の監査の充実、強化を図る。
 - ⑤ 子会社は、当会社関係部門と連携をし、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する監査役会事務局の職務については、当会社のコンプライアンス業務を所管する総務部総務課の所属員が兼務で行う。また、監査役が職務を補助すべき使用人に関し要請のあるときは、その都度代表取締役との間で意見交換を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

代表取締役は、監査役の職務を補助する監査役会事務局の職務を兼務している総務部総務課所属員の人事異動・評価・懲戒等に関しては、監査役との間で意見交換を行う。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 全役職員は、監査役に対して、定款及び法令に違反する事実、当会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実を直ちに報告する。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規定を設ける。
- ② 全役職員は、監査役から担当する業務の執行状況について報告を求められたときには、速やかに報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要の都度代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、意見を述べるができることに加え、内部監査の実施状況について定期的に報告を受けるものとする。
- ③ 監査役は、監査法人の取締役からの独立性の確保に留意するとともに、定期的に会合を持ち意見及び情報交換を行い、連携を強化する。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主要な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しました。その他、監査役会は12回、リスクマネジメント委員会は4回開催いたしました。
- ② 当社は子会社を含む当社グループ全役職員に対して、「コンプライアンス基本方針」に基づき必要なコンプライアンスについて社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための継続的な取り組みを行っております。また、当社グループの公益通報窓口（社員ホットライン）については、平成29年2月に通報窓口を総務部総務課から社外役員で構成される監査役会に変更し、内部通報の体制強化を行うとともに、役職員が常時携帯する「グループ社員のしおり」に記載するなど周知を継続しております。
- ③ 当社の危機管理に関する事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万が一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的にリスクマネジメント委員会を設置し、年4回開催いたしました。リスクマネジメント委員会では、情報セキュリティに関して、ISMS事務局等と連携し、情報の漏えい防止のための組織的・人的・物理的・技術的セキュリティ対策を講じ、また、役職員の意識の向上に関する活動も継続的に行っております。
- ④ グループ各社の取締役及び監査役の兼任、管理本部によるグループ各社への業務支援、関係会社管理規程に基づく重要な事項についての報告・協議の実施、内部監査室による内部監査の実施等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。
- ⑤ 監査役は、取締役会への出席、監査役監査の実施により内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室及び子会社監査役など内部統制に係る組織と定期的に報告会を実施することで、より効率的な内部統制の運用について積極的な連携を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主重視の観点で安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針を踏まえ、中間配当及び期末配当につきまして、次のとおり実施又は実施する予定です。

1. 中間配当

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円50銭
配当総額316,126,532円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年12月5日

2. 期末配当

当期の計算書類について法令の要件を満たすことを確認した後、平成30年5月11日開催の取締役会において次のとおり決議しました。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円50銭
配当総額316,192,182円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月12日

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,527,893	流 動 負 債	18,318,781
現 金 及 び 預 金	13,812,712	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,677,227
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,884,706	電 子 記 録 債 務	5,083,002
電 子 記 録 債 権	1,291,227	短 期 借 入 金	450,000
た な 卸 資 産	1,162,018	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,000,075
繰 延 税 金 資 産	211,957	リ ー ス 債 務	1,133,906
そ の 他	206,098	未 払 法 人 税 等	549,316
貸 倒 引 当 金	△40,827	賞 与 引 当 金	378,383
		そ の 他	1,046,869
固 定 資 産	23,103,892		
有 形 固 定 資 産	19,700,961	固 定 負 債	13,782,258
建 物 及 び 構 築 物	6,801,488	長 期 借 入 金	7,706,142
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,627,510	リ ー ス 債 務	4,908,705
土 地	5,768,532	繰 延 税 金 負 債	50,068
リ ー ス 資 産	5,350,079	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,033,558
建 設 仮 勘 定	4,000	資 産 除 去 債 務	32,727
そ の 他	149,351	そ の 他	51,056
無 形 固 定 資 産	1,554,097	負 債 合 計	32,101,039
の れ ん	1,452,245	純 資 産 の 部	
そ の 他	101,852	株 主 資 本	16,837,975
		資 本 金	3,338,490
投 資 其 他 の 資 産	1,848,833	資 本 剰 余 金	3,332,620
投 資 有 価 証 券	1,475,690	利 益 剰 余 金	10,166,892
繰 延 税 金 資 産	89,262	自 己 株 式	△27
退 職 給 付 に 係 る 資 産	13,226		
そ の 他	292,935	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	613,987
貸 倒 引 当 金	△22,282	そ の 他 有 価 証 券	774,048
		評 価 差 額 金	△160,061
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△160,061
		新 株 予 約 権	78,784
		純 資 産 合 計	17,530,746
資 産 合 計	49,631,786	負 債 純 資 産 合 計	49,631,786

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		48,428,265
売 上 原 価		41,691,218
売 上 総 利 益		6,737,047
販売費及び一般管理費		4,499,518
営 業 利 益		2,237,528
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	29,082	
産 業 立 地 交 付 金	144,682	
そ の 他	13,670	187,434
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	289,092	
そ の 他	11,254	300,346
経 常 利 益		2,124,616
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,430	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	178,409	179,839
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,830	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23,981	
そ の 他	756	36,567
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,267,888
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	833,850	
法 人 税 等 調 整 額	△45,213	788,637
当 期 純 利 益		1,479,251
親会社株主に帰属する当期純利益		1,479,251

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,335,810	3,329,940	9,319,861	△27	15,985,583
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	2,680	2,680			5,360
剰 余 金 の 配 当			△632,220		△632,220
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,479,251		1,479,251
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	2,680	2,680	847,030	—	852,391
当 期 末 残 高	3,338,490	3,332,620	10,166,892	△27	16,837,975

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	648,648	△191,806	456,842	60,212	16,502,639
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)					5,360
剰 余 金 の 配 当					△632,220
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,479,251
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	125,400	31,744	157,145	18,571	175,716
当 期 変 動 額 合 計	125,400	31,744	157,145	18,571	1,028,107
当 期 末 残 高	774,048	△160,061	613,987	78,784	17,530,746

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,444,104	流 動 負 債	15,098,487
現 金 及 び 預 金	10,920,941	支 払 手 形	428,463
受 取 手 形	1,055,188	電 子 記 録 債 務	5,083,002
電 子 記 録 債 権	929,076	買 掛 金	3,568,468
売 掛 金	7,266,292	1年内返済予定の長期借入金	3,603,519
製 品	378,721	リ ー ス 債 務	1,063,979
仕 掛 品	311,754	未 払 金	473,849
原材料及び貯蔵品	178,560	未 払 費 用	184,200
前 払 費 用	109,237	未 払 法 人 税 等	350,750
繰 延 税 金 資 産	123,231	前 受 金	8,401
そ の 他	172,901	預 り 金	20,938
貸 倒 引 当 金	△1,802	賞 与 引 当 金	253,831
		そ の 他	59,082
固 定 資 産	21,330,641	固 定 負 債	11,840,669
有 形 固 定 資 産	16,155,149	長 期 借 入 金	6,651,730
建 物	4,724,259	リ ー ス 債 務	4,510,302
構 築 物	547,066	退 職 給 付 引 当 金	672,923
機 械 及 び 装 置	865,728	繰 延 税 金 負 債	5,713
車 両 運 搬 具	34,302	負 債 合 計	26,939,157
工具、器具及び備品	103,116	純 資 産 の 部	
土 地	5,009,483	株 主 資 本	15,028,471
リ ー ス 資 産	4,867,192	資 本 金	3,338,490
建 設 仮 勘 定	4,000	資 本 剰 余 金	3,332,620
無 形 固 定 資 産	48,703	資 本 準 備 金	3,332,620
ソ フ ト ウ ェ ア	37,888	利 益 剰 余 金	8,357,389
そ の 他	10,815	利 益 準 備 金	21,250
投 資 そ の 他 の 資 産	5,126,787	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,336,139
投 資 有 価 証 券	1,377,911	別 途 積 立 金	200,000
関 係 会 社 株 式	3,284,025	繰 越 利 益 剰 余 金	8,136,139
長 期 貸 付 金	228,000	自 己 株 式	△27
そ の 他	241,754	評 価 ・ 換 算 差 額 等	728,332
貸 倒 引 当 金	△4,904	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	728,332
		新 株 予 約 権	78,784
資 産 合 計	42,774,745	純 資 産 合 計	15,835,588
		負 債 純 資 産 合 計	42,774,745

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		39,162,966
売 上 原 価		34,609,568
売 上 総 利 益		4,553,398
販売費及び一般管理費		3,004,604
営 業 利 益		1,548,793
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	234,958	
業 務 受 託 手 数 料	125,640	
そ の 他	6,158	366,757
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	250,456	
そ の 他	2,068	252,525
経 常 利 益		1,663,025
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	99	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	178,409	178,509
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,069	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	16,279	27,348
税 引 前 当 期 純 利 益		1,814,185
法人税、住民税及び事業税	548,646	
法 人 税 等 調 整 額	△39,977	508,669
当 期 純 利 益		1,305,516

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 余 本 金	利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	利 準 備 益 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	3,335,810	3,329,940	21,250	200,000	7,462,843	7,684,093
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	2,680	2,680				—
剰 余 金 の 配 当					△632,220	△632,220
当 期 純 利 益					1,305,516	1,305,516
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	2,680	2,680	—	—	673,296	673,296
当 期 末 残 高	3,338,490	3,332,620	21,250	200,000	8,136,139	8,357,389

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△27	14,349,815	621,725	621,725	60,212	15,031,753
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)		5,360				5,360
剰 余 金 の 配 当		△632,220				△632,220
当 期 純 利 益		1,305,516				1,305,516
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			106,606	106,606	18,571	125,178
当 期 変 動 額 合 計	—	678,656	106,606	106,606	18,571	803,834
当 期 末 残 高	△27	15,028,471	728,332	728,332	78,784	15,835,588

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月10日

共立印刷株式会社

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 原 田 知 幸 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共立印刷株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共立印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月10日

共立印刷株式会社

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡 ⑧
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 原 田 知 幸 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共立印刷株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

共立印刷株式会社 監査役会

常 勤 社 外 監 査 役	川 尻 建 三	㊞
社 外 監 査 役	窪 川 秀 一	㊞
社 外 監 査 役	中 村 恵 一 郎	㊞

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

取締役全員（6 名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	ノ ダ カン ノリ 野 田 勝 憲 (昭和19年 2 月 17 日生)	昭和40年 4 月 当矢商事株式会社入社 昭和52年 6 月 同社取締役 昭和55年 8 月 当社設立代表取締役社長 平成23年 6 月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社共立製本マーケティング取締役 株式会社ウエル代表取締役社長	1, 482, 600株
2	クラ モチ タカン 倉 持 孝 (昭和21年 2 月 27 日生)	昭和39年 4 月 凸版印刷株式会社入社 昭和51年 1 月 当矢商事株式会社入社 昭和55年 8 月 当社取締役業務部長 昭和63年 4 月 当社常務取締役営業本部長 平成16年 6 月 当社専務取締役営業統括兼業務推進統 括兼生産管理本部長兼購買本部長 平成17年10月 当社専務取締役営業統括兼生産管理統 括 平成19年 6 月 当社取締役副社長営業統括兼生産統括 平成21年 4 月 当社代表取締役副社長営業統括兼生産 統括 平成23年 6 月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO)（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社SIC取締役会長 株式会社暁印刷取締役会長 株式会社西川印刷代表取締役会長 株式会社共立製本マーケティング代表取締役社長	500, 000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	ナカ イ テツ オ 中 井 哲 雄 (昭和30年2月27日生)	昭和54年4月 瀧井株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成12年10月 当社制作本部長 平成14年1月 株式会社インフォビジョン入社 平成16年4月 同社執行役員制作本部長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役メディア開発準備室長 平成22年11月 当社取締役第2製造本部長 平成24年1月 当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社SIC代表取締役社長 株式会社暁印刷取締役	13,000株
4	サ トウ ショウ ヤ 佐 藤 尚 哉 (昭和32年8月14日生)	昭和56年4月 株式会社間組入社 平成13年11月 株式会社オーイズミ入社 平成14年6月 同社取締役管理部長 平成19年2月 当社入社 平成19年4月 当社管理本部長 平成21年4月 当社執行役員管理本部長 平成24年6月 当社取締役管理本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社SIC取締役 株式会社暁印刷取締役 株式会社西川印刷専務取締役 株式会社共立製本マーケティング取締役	11,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	フジ モト ミ チ オ 藤 本 三 千 夫 (昭和26年4月30日生)	昭和50年4月 伊藤忠紙バルブ販売株式会社（現伊藤忠紙バルブ株式会社）入社 昭和60年9月 米山紙商事株式会社入社 平成8年5月 同社取締役本店長 平成24年4月 株式会社シロキ顧問（現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任）	0株
6	カメ イ マサ ヒコ 亀 井 雅 彦 (昭和33年7月13日生)	昭和57年4月 小西六写真工業株式会社（現コニカミノルタ株式会社）入社 平成11年4月 コニカビジネスマシン株式会社（現コニカミノルタジャパン株式会社）オンデマンドドイメージング事業部長 平成21年10月 コダック株式会社（現コダック合同会社）常務取締役マーケティング＆ビジネス開発本部長 平成25年4月 一般社団法人PODi設立代表理事（現任） 平成28年6月 当社社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び在任期間について
- (1) 藤本三千夫氏を社外取締役候補者とした理由は、紙専門商社の役員として経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただくためであります。また、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
- (2) 亀井雅彦氏を社外取締役候補者とした理由は、製造業の役員として経営に携わり、また、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただくためであります。また、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
キタ ザワ ツヨシ 北 沢 豪 (昭和30年6月11日生)	昭和57年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成元年11月 阿部・田中・北沢法律事務所パートナー 平成23年12月 木挽町総合法律事務所パートナー (現在に至る)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。
2. 北沢豪氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 北沢豪氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。北沢豪氏につきましては、監査役に就任された場合に弁護士としての専門的な知識、経験等を活かした確かな助言と監査をしていただけると判断したものであります。なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

第3号議案 従業員に対して有利な条件でストックオプション(新株予約権)を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由ならびに要領により当社の従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をいただきたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の付与株式数は、100株といたします。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものいたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用するものいたします。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものいたします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものいたします。

(3) 新株予約権の総数

2,000個を上限といたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものいたします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものいたします。ただし、当該金額が割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値といたします。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額といたします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げるものいたします。

記

①当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式無償割当て・株式併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものといたします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から2年以内といたします。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要するものといたします。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものといたします。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

②新株予約権者が、上記(8)①及び②に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものといたします。

- ③その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものといたします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承認する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付するものといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものといたします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数といたします。

② 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

③ 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額といたします。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。

⑥ その他行使条件及び取得条項

上記(8)及び(9)に準じて定めるものといたします。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本

準備金に関する事項

上記(7)に準じて定めるものといたします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。

(12)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

(13)新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものといたします。

(14)新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものといたします。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目6番2号

ヒルトン東京 3階「大和」の間

TEL (03) 3344-5111 (代)



●交通機関

- 地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」徒歩2分
- 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」徒歩3分
- JR線、私鉄、地下鉄線「新宿駅」(西口) 徒歩10分

ホテル専用のシャトルバス（無料）が新宿駅西口
京王デパート前のバス停21番乗り場から循環しております。

（発車時刻：9:00、9:20、9:40）